

# 関西労災職業病

## 関西労働者安全センター

2004.5.10発行〈通巻第338号〉 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602  
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278  
郵便振替口座 00960-7-315742  
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284  
E-mail: koshc2000@yahoo.co.jp  
ホームページ: http://www.geocities.jp/koshc2000/



ソウルの南大门の食堂前。集まっているのはソ衣労（元・清渓被服労働組合）のなかまとアジアスワニーのいまや完全なアジュンマと、その子供たち。韓国に行く度にこうして集まってくれて一緒に食事をする。今回はスワニーの元委員長・梁喜淑アジュンマが酔っぱらって大騒ぎ。食事を一人で取り仕切ってくれ、ついに元・副委員長の禹蓮姫アジュンマと二人で、金まで出してくれた。これから韓国行きは止められない。（2p記事参照）

●ゆっくり、確かにあゆみ始めた日－韓安全担当者交流	2
●労働基準法違反の条例がある 自治体等の非常勤職員の災害補償制度	5
●連載・最終回 心の悩み相談ノート	12
●日本の中企業に労働安全衛生マネジメント規格を! トレーニング講座がスタート!!	16
●前線から(ニュース) ローリー・カザン・アレンさんたちを迎えて GAC2004 プレイベント 大阪	18

# ゆっくり、確かにあゆみ始めた 日一韓安全担当者交流

## 日韓労働者交流の始まり

全港湾建設支部を中心とした日韓の労働者の交流が始まったのは、1989年のアジアスワニー闘争からである。

韓国に低賃金の労働力を求めた渡り鳥企業株式会社（本社香川県）が、裡里市（現在の益山市）の工業団地に進出し、現地法人アジアスワニーを創業した。

このアジアスワニーに民主労組系の労働組合が誕生すると、スワニーはファックス一本で全員を解雇し、工場閉鎖を行った。

1989年12月、これに抗議した韓国の労働者が日本で闘うために遠征し、これを支援した関西の労働者が共同で闘ったのが、アジアスワニー闘争であった。

この闘いが終わった後も、この闘いを支えた関西の労働者が、益山市のある全羅北道（全北）地域の労働者と、引き続き相互訪問を繰り返しながら交流を行ってきた。

この15年の間に、韓国側の組織は全労

協全北地協から、民主労総全北本部に発展し、相互交流も「随時」交流から、「定期」交流に、「酒飲み」交流から「課題別」交流に、その中身を深めてきた。

## 課題別交流の始まり

当初韓国の民主労働運動の陣営は、非合法運動団体と規定されていたため、日韓の労働者たちは「顔の見える交流」を重ねることに満足し、またそうせざるを得なかった。

しかし交流が深まるにつれ、次第に酒を飲み、互いの運動を知ることだけでは満足できなくなってきた。

2000年11月の韓国への定期訪問団に対し、民主労総全北本部から、交流をより一層深めるために課題を決めて交流することが提起された。

これを受けて01年の課題は「地域合同労組の現状と未来について」とすることにした。

5月、なにわユニオンほか、大阪のコミュニティー・ユニオンの代表者が全北地域を



大宇商用車の産業安全委員長・明チャンゴン氏。韓国の団体服（チョッキ）は集会だけで着るものではない。組合の幹部はいつもこんなチョッキを着て仕事をしている。彼らのチョッキには「健康権死守」「労働災害絶滅」などのスローガンが書かれている。これを着た幹部が工場のあちこちで働いていると、会社が労働者を監視しているというよりも、労働者が会社を監視し安全をチェックしているというのが実感できて、頼もしい。



趙ソンオク氏。彼は10年前、全北・群山にある起亜特殊鋼で組合活動を理由に解雇された。昨年11月6日深夜。解雇撤回闘争にけじめを付けるため、ながまと二人で工場内の50メートルの煙突に登って、高空籠城を開始した。今年2月末からは断食闘争に突入し、3月16日、128日間の高空籠城と23日間の断食闘争の結果、現職復帰を約束させて地上に降りてきた。この時期の全北地域は最低気温が零下15度にもなる。煙突に登ったときの様子、煙突の上の生活(?)など、実に楽しそうに説明してくれた。彼の煙突籠城は実は2回目。われわれは彼のことを「エントツ男」と呼んだ。

訪問し、9月の韓国からの定期訪日団は、コミュニケーション・ユニオンの全国交流会に參加した。

以後は02年に「産業安全・労災職業病」の課題で、03年は当時の国際情勢を受けて「反戦平和」の課題で、04年は「入札と民間委託労働者」の課題で、交流が続けられている。

## 第1回安全担当者交流

02年の課題別交流は韓国側から、韓国は世界の「労災王国」だから、日本の労災闘争に学びたいという提起がされ、02年5月に関西労働者安全センター、兵庫労働者安全センター、全港湾大阪支部安全衛生委

員会、阪神医療生協の代表者が韓国全北地域を訪問し、韓国の自動車の完成車製造工場の見学や基調討論などを行った。

## 第2回安全担当者交流

9月の定期訪日団には全北地域の産業安全を担当する代表者が参加し、討論と港湾職場の安全パトロールなどを行い、参加型の安全管理について認識を深めた。

02年中に2回の交流を行い、互いに顔と名前を覚え、気心もある程度分かったので、今後は1年に1回程度の相互訪問・交流をやろうという約束をしたものの、實際にはこれを実現するのはむつかしいものがあった。

安全の交流会のメンバーたちが、夕食を共にしてくれた。この日のメニューはなんだかよく分からない「茸づくし」。本当に食べて大丈夫?と疑いつつも美味しく頂いた。ここ全北の湖南地方は韓国の食材の宝庫。全州ビビンバッで有名な全州も湖南地方。キムチ、豆腐が美味しい、当然マッコリ(獨り酒)も美味しい。まさに「食は全北にあり」。

この豊かな土地のために、この地方は侵略を受け続けたという悲しい歴史がある。もちろん日本もこの地方の米を求めて侵略した。

食べ物の説明をするのではなくて、この日集まってくれたような若い活動家が次々と育つ韓国の運動が羨ましい。このうち何人かは近いうちにきっと日本を訪問してくれることだろう。



建設労働組合の案内でマンションの建設現場を訪ねた。元請けの監督さんが出てきてわれわれを案内してくれたのにビックリ。このマンションはいわゆる億ションで1戸が300平方メーター、韓国のマンションは100平方メーターが普通の大きさで、この地方で買えば700万から1千万円くらい。監督さんは安全のことよりも、このマンションがいかに凄いかを一生懸命説明してくれた。「安全？」われわれがヘルメットもかぶらず中に入れるくらい？？安全でした？？。



### 第3回安全担当者交流

03年11月に全港湾の定期訪韓団が全北地域を訪問したとき、全北の産業安全保健委員から、02年の交流以降、韓国側の産安担当者が職場を異動したり運動から離れたりして、産業安全に対する闘いの力が落ちているという悩みの相談を受けた。

そこで日本側から実現が延び延びになっていた産業安全の訪韓団を派遣すれば、これが契機となって、日韓双方で産業安全の活動に活気が出るのではないかと考えられ準備されたのが今回の第3次交流であった。

従って、今回は韓国を訪問するということと自身に意義があったという意味で、気楽な訪問となった。

韓国語で言う「シジャギ パニダ(始めたら半分はできている)」である。



### 今後の交流について

今回の交流で全北の産安担当者から、産業安全と労働組合の闘いについて極めて挑発的な提起を受けた。労働者の階級闘争と産業安全闘争との関連である。詳しい内容については別の機会に譲るが、理論的な「理屈っぽい」=提起はいかにも韓国的だが、このような刺激を受けるのも悪くないと思った。

実際の交流の内容については報告集の発行も検討されているようなので、その成果を待ちたい。

(関西労働者安全センター事務局次長

中村 猛)

ヒョン・チュオク氏(右側)。今回の選挙で民主労働党益山地域の候補者として立候補した。アジアスワニー闘争の時には全労協全北地協議長。すなわち当時の責任者。その後投獄され、今は設計事務所を経営している。残念ながら今回は当選しなかったが、民主労働党の躍進とその後の活躍はご承知の通り。このような若い現場で闘った労組幹部が候補者として今回の選挙を闘った。隣のもっと若い労働者(確か34歳)は選挙参謀。韓国では「若い」は売りにならない、かえつて「年寄り頑張る」が受けるかも知れない。

# 労働基準法違反の条例がある 地方自治体等の非常勤職員の 災害補償制度

労働災害職業病に被災したときの補償制度は、ごく一部の個人経営の零細農林漁業以外、すべての労働者について漏れなく定められている。もっともたくさんの労働者をカバーする労災保険法以外に、国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法、船員保険法がある。これらの法律で決められている補償の内容は、その趣旨から公平性が保たれるようにほとんど同じ水準になるようになっている。たとえば、遺族補償年金で受給権者の数に応じた年金額の設定は同じであるし、脳・心臓疾患の認定基準の改正も、厚生労働省の専門家会議の報告書をもとに労災保険以外の認定基準もちゃんと変更されている。

ところが、このように制度上不公平にならないように規定があり、運営がされているはずであるにも関わらず、実際問題は別という部分が存在する。しかも、そのまま条文どおり運営されてすまされれば、労働基準法違反になってしまう内容である。それは、一部の非常勤地方公務員の公務災害補償制度のことである。

## 条例による公務災害補償を受ける 非常勤職員

地方自治体職員の公務災害補償制度は、やや複雑である。地方公務員災害補償法が対象とする「職員」は、常勤の職員のことをしており、非常勤の職員は対象とはならない。法律上、非常勤の職員とは「常時勤務を要しない者」となっていて、さらに詳しくは、そのうち月のうち常勤の職員と同じ時間働く日が18日以上で、その状態が1年を超えた人以外が非常勤ということになる。たとえば、市立保育所に朝だけ勤務するパートタイマー勤務の保育士さんがいれば、この人は非常勤職員で、地方公務員災害補償法の対象とはならない。また、フルタイムで家庭ごみの収集作業に従事する仕事を6ヶ月の期間を定めた契約で従事する作業員も非常勤職員ということになる。

さて、地方公務員災害補償法の適用がない非常勤の職員は、何の法律の適用対象となるだろうか。労災保険法は次のように規定している。

第3条 この法律においては、労働者を使

用する事業を適用事業とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、国の直営事業、官公署の事業（労働基準法別表第一に掲げる事業を除く。）及び船員保険法第17条の規定による船員保険の被保険者については、この法律は、これを適用しない。

「官公署の事業」のうち労働基準法別表第一に掲げる事業は労災保険の適用対象となるということである。

#### 労働基準法別表第一

- 一 物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業（電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む。）
- 二 鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業
- 三 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
- 四 道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業
- 五 ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業
- 六 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業
- 七 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業
- 八 物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業
- 九 金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業
- 十 映画の製作又は映写、演劇その他興行

#### の事業

- 十一 郵便、信書便又は電気通信の事業
- 十二 教育、研究又は調査の事業
- 十三 病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業
- 十四 旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業
- 十五 焚却、清掃又はと畜場の事業

地方自治体の現業部門等は、すべてこの別表に含まれるので、保育士や作業員というような職種の非常勤職員は労災保険法が適用されることになる。そして、それ以外の非常勤の職員はどちらも適用されない。たとえば、市役所の本庁や消防署の本庁で事務のアルバイトをするというような場合がこれにあたる。そのような非常勤職員の災害補償については、地方公務員災害補償法で次のように規定されている。

（非常勤の地方公務員等に係る補償の制度）

- 第69条 地方公共団体は、条例で、職員以外の地方公務員（特定地方独立行政法人の役員を除く。）のうち法律（労働基準法を除く。）による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の制度が定められていないものに対する補償の制度を定めなければならない。
- 2 地方独立行政法人は、職員以外の役員のうち労働者災害補償保険法の規定の適用を受けないものに対する補償の制度を定めなければならない。
- 3 第一項の条例で定める補償の制度及び前項の地方独立行政法人が定める補償の制度は、この法律及び労働者災害補償保険法で定める補償の制度と均衡を失したものであってはならない。

## (不服申立て等)

第70条 前条第一項の規定に基づく条例による補償の実施に関して不服がある者は、当該地方公共団体の条例の定めるところにより、審査を申し立てることができる。

2 前項の規定による審査の申立ては、時効の中斷に関しては、裁判上の請求とみなす。

つまり、地方公共団体それぞれがそのための条例（地方独立行政法人の場合は制度）を定めなければならぬことになっている。都道府県と市町村、それに複数の自治体で共同の事業を行うために設置されている一部事務組合などすべての地方公共団体について、条例制定が義務付けられている。そして、第3項では労災保険法との均衡を失したものであってはならないとされている。

## 都道府県ごとに様々な町村の制度設定

それでは、この条例が各地方自治体等でどのように規定されているかということであるが、これは地方によって様々な制定の仕方がとられている。もちろん、総務省はこの条文にもとづく条例については、ちゃんと雛型を用意している（「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」案）。このようなもともと基本的な権利に関する規定について、政府機関で吟味された条例案にいちいち細工する必要もないで、たいていの自治体でそのまま条例として制定されている。たとえば、大阪府下の各市もすべて、それぞれの条例を制定して

いる。

しかし、地方自治体の規模によっては公務災害の認定等の実務を処理するための実務上、効率的でないという問題も生じる。たとえば対象となる非常勤の職員が数名程度であるような自治体は、この条例による事務取り扱いを複数の自治体で共同処理するため一部事務組合を設置し、その条例で非常勤職員の補償事務を進めるという方法をとることがある。大阪府の場合、府下のすべての町村と一つの施設組合で「大阪府町村非常勤職員公務災害補償組合」を設置し、非常勤職員の公務災害補償制度を運営している。

そのようにして、全国各都道府県においても方法は様々だが、すべての地方自治体等でこうした制度を運営している。

## 大阪府下の町村非常勤職員の補償基礎額は5,500円一律!?

さて、ここで大阪府町村非常勤職員公務災害補償組合の補償制度の内容を規定している「大阪府町村非常勤職員の公務災害補償等に関する条例」を見てみよう。

条例の対象となる「職員」について次のように規定されている。

第2条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）第1条に規定する職員を除く。）で次の各

- 号に掲げる者以外の者をいう。
- (1) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受ける者
  - (2) 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）の適用を受ける者
  - (3) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第15条の7の適用を受ける職員

ふつう自治体職員といえば想像できる常勤職員以外に、大阪府下町村の非常勤職員というのはこれだけいるのである。たとえば民生委員は、無報酬だが仕事をしているときはこの条例に言う「職員」である。

そして、本稿で問題とするのは「補償の基礎額」である。第5条で次のように規定されている。

#### （補償の基礎額）

第5条 この条例で「補償基礎額」とは次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 議会の議員 議会の議長が知事（市町村長）と協議して定める額
- (2) 執行機関たる委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員 知事（市町村長）が定める額
- (3) その報酬が日額で定められている職員 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病が確定した日においてその者について定められていた報酬の額（その報酬の額が補償基礎額として公正を欠くと認められる場合は、実施機関が知事（市町村長）と協議して別に定める額）

- (4) 報酬が日額以外の方法によって定められている職員又は報酬のない職員 前号に掲げる者との均衡を考慮して実施機関が知事（市町村長）と協議して定める額

「補償基礎額」とは、労災保険法における給付基礎日額、地方公務員災害補償法における平均給与額のこと、この額がもとになつて休業補償、障害補償、遺族補償など療養補償以外の給付額が決まることになる。この条例では、すべての職員について定額制になっている。

労基法上の労働者ではない職員について、定額制にするのは、その額の妥当性という問題はあるが、ここでは問題にしない。たとえば議会の議員は労働基準法における労働者ではなく、教育委員会の委員や民生委員も同じだ。しかし、役場の事務のアルバイトはどうだろう。この条例によれば、補償基礎額は5,500円である。

仮に、役場のアルバイト職員の1日当たりの賃金が1万円で月に20日勤務していたとしたらどうなるか。労災保険の給付基礎日額なら $60\text{万円} \div 3\text{ヶ月} = 20\text{万円}$ （仮に91日とする）で6,593円となる。定額より1,000円ばかり多くなるのである。

とすると、この額をもとに計算される各種の補償給付の額はすべてにわたって影響されることになり、場合によっては補償制度以前に、労働基準法の休業補償は6割以上という規定にさえ反することになってしまふ。

これは由々しき欠陥条例であるといえる

のである。

総務省の雛型にしたがつて忠実に規定している各自治体の条例でこの補償基礎額の条文の例は次のとおりである。

#### (補償基礎額)

第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ当該各号に掲げる額とする。

- (1) 議会の議員 議会の議長が市長と協議して定める額
- (2) 執行機関たる委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員 市長が定める額
- (3) その報酬が日額で定められている職員 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病が確定した日においてその者について定められていた報酬の額(その報酬の額が補償基礎額として公正を欠くと認められる場合は、実施機関が市長と協議して別に定める額)
- (4) 報酬が日額以外の方法によって定められている職員又は報酬のない職員 前号に掲げる者との均衡を考慮して実施機関が市長と協議して定める額

おそらく共同の事務処理とすることにより、費用の徴収事務の簡素化を図るために、定額制をとったという背景があるように思われる。

あたりまえだが  
適正な事務処理を行っている県も

念のため全国の都道府県ではどのような

条例の制定の仕方をしているか、調べてみた。たとえば兵庫県は議員と非常勤職員を別の扱いとし、町議会議員については定額による補償組合を設置し、非常勤職員については自治体ごとに条例を定め、小規模自治体は単独又は近隣町と共同で事務処理をするか、条例を制定して近隣市に補償事務の「管理及び執行」を事務委託しており、問題は生じていない。(たとえば温泉町は豊岡市に事務委託。)

また、岩手県の場合は、岩手県市町村総合事務組合を設置し、県下市町村と様々な一部事務組合の災害補償事務、退職金支給事務などを一手に処理し、非常勤職員の公務災害補償については、県庁所在地の盛岡市を除く全市町村の事務を一手に処理している。その条例における補償基礎額の規定は次のようなものだ。

- (1) 議会の議員
    - 市の議員 14,500円
    - 町村の議員 11,000円
  - (2) 執行機関たる委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員 9,000円
  - (3) 前各号に掲げる以外の非常勤の特別職の職員 7,700円
  - (4) 前各号に掲げる職員以外の職員  
当該賃金等の日額
- (備考) この補償基礎額表によりがたい職員にあっては、他の職員との均衡を考慮して、管理者が定めるものとする。

まったく妥当な内容と言ってよいだろう。その他、東京都は特別区について、人事・厚

生の事務組合を組織して処理がされているなど、それぞれの事情に応じて合理的で適正な事務処理をはかる努力がされているようだ。

しかしこのように適正な事務処理がなされているとはいえない条例も、一方で数々存在する。

### 各地からザクザク出てくる 労基法違反の条例

#### 千葉県総合事務組合

##### 議会の議員

市 13,500円

町村 10,000円

##### 執行機関又は付属機関の委員

市 8,500円

町村 8,000円

##### その他の職員

市、町村とも 6,600円

#### 青森県市町村非常勤職員の公務災害補償に関する条例

##### 区分 市 町 村

議長 2,000円 1,800円 1,500円

副議長 1,800円 1,500円 1,300円

議員 1,500円 1,300円 1,000円

その他の職員 1,500円 1,300円 1,000円

#### 宮崎県町村非常勤職員の公務災害補償等に関する条例

組合を組織する一部事務組合の管理者(組合長を含む。)、副管理者(副組合長、助役を含む。)、収入役、議会の議員、監査委員並びに組合町村の嘱託医(歯科医を含む。)  
8,000円

執行機関たる委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、執行機関の附属機関の非常勤の委員、その他の構成員、専門委員

5,600円  
前記以外の非常勤の職員  
4,200円

#### 鹿児島県町村非常勤職員の公務災害補償に関する条例

組合を組織する一部事務組合の管理者(組合長を含む。)副管理者(副組合長、助役を含む。)、収入役、議会の議員

3,400円

執行機関たる委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、執行機関の附属機関の非常勤の委員その他の構成員、専門委員、嘱託医(歯科医を含む。)

2,400円

上記以外の非常勤の職員  
1,800円

大阪府の町村の非常勤職員だけではない。ちょっと調べてみただけで、明らかに不適切な補償基礎額の設定がなされている条例がザクザクとみつかる。

#### いつの時代の補償制度か分からぬ オドロキの条例も

また、補償基礎額に止まらず、補償内容自体が地方公務員災害補償法や労災保険法の水準から相当低い水準に切り下げられているものも目に付く。たとえば鹿児島県の町村の場合には、障害補償年金の額は次のように定められている。

#### 補償基礎額に次の倍数を乗じた額

第1級 240	第2級 213
第3級 188	第4級 164
第5級 142	第6級 120

## 第7級 100

いつの時代にか迷い込んだか、というような条文ではないか。各地の条例を調べていくと、わが目を疑うような条文が次々とみつかる。本稿の趣旨からは少し外れるが、兵庫県のある町に次のような規程があった。

### 職員の出張中における公務災害の取扱いに関する規程

昭和42年10月11日訓令甲第5号  
(目的)

第1条 この規程は、職員の出張中に発生した事故の取扱いについて定める。

(公務災害)

第2条 職員が出張中において公務に起因する事故が発生したときは、次に定める場合を除き、これを公務災害とする。

(1) 職員が出張に利用する交通用具として、職員等の所有する交通用具を利用する場合において、任命権者の許可を得なかつた場合

(2) 出張の経路として通常利用を考えられない経路を利用した場合

附則 この規程は、公布の日から施行する。

なんと、公務災害かどうかの認定基準をわが町で決めるというのである。

### 制度を分かりやすく抜本改正するのがスジ

話をもとに戻す。議会の議員や非常勤職員の公務災害補償のために地方公務員災害補償法第69条、第70条にもとづく事務処理を共同で行う一部事務組合の連合体として、財団法人町村議會議員公務災害補償

等組合連合会がある。

全国町村議會議長会内に各県の補償組合のいわば再保険機関として設けられており、現在22の補償組合が加入しているという。しかし、その設立目的に記されているのは「町村議會議員の公務災害補償」を主眼に置いたものであり、その他の非常勤職員はこの連合会で重視しているわけではない。

結局、最低限労働基準法違反がなく、もとの第69条にもあるように労災保険法との均衡に配慮した制度の運営を進めるためには、現在では当該の自治体等の職員が改正作業を進める以外にはない。そして、そもそもこうした複雑な補償制度の体系自体をいいかげんに見直す時期に来ているのではないだろうか。早い話が、条例が制定されて以降、一度として見直された形跡がない条例も多く、さりとて該当する非常勤職員に事故がないわけがなく、結局、何かインフォーマルな処理がなされているような疑いさえ抱かされるのである。

いまや地方自治体に非常勤の職員が働いていることは、あたりまえの時代。本人さえ知らないままに「泣き寝入り」してしまうというような事態を避けるためには、非常勤職員すべてを労災保険の適用対象とするなどの抜本対策が必要ではなかろうか。そして、労働保険事務組合と同等の手法で都道府県段階で対応すれば、労災保険未加入自治体の存在という信じられない実態も防ぐことができるという効果がある。いずれにしろ早期の検討が必要だ。

【連載・最終回】

# 心の悩み相談ノート

カウンセラー・R.  
(カウンセリングルーム・アシスト所属)

連載の最後に、心の相談の場に自殺という問題が持ち込まれた時、われわれに何ができるのかということについて考えてみたいと思います。近年、特に中高年の自殺の急増が報じられ、経済的、社会的な角度、あるいは、文化的、心理学的な角度から論じられていますが、ここでは大局的な観点とは別に、私が出会ってきた人々との関係のなかで考えてきたことをご紹介させていただきます。

## <死にたいという気持ちと向き合う>

「死にたい」「もう死ぬしかない」「生きていても意味が感じられない」「知っている人が一人も居ない所に行きたい」「この世から消えてしまいたい」「もう疲れ果てて何も残っていない」…

心の相談のなかでこんな言葉を聞くことはよくあります。そして、時には、

「先生は死にたいという気持ちが本当にわかりますか？」

「死にたいと思ったことがありますか？」

「先生は何のために生きてるんですか？」

そんなドキッとする問い合わせに戸惑ってしまうこともあります。私としては、

「うーん、難しいねえ」

としばらく黙って、とりあえず時間をつくつてみるしかありませんでした。

実際のところ、人はどうして死にたいと思うのでしょうか？そして、どうして生きていけるのでしょうか？

ある方は、「生きていてもつらいばかりだ」といいます。「禁止薬物に頼ってしばらく生きのびてきたが、そんな自分に嫌気がさしている。もう生きていることに疲れ果てたから死にたい」と語ります。また、ある方は、「生きる気力を使い果たした感じで、もう疲れた」とおっしゃいます。あるいは、「自分がこの世に生きていること自体が回りの人間や地球環境にとってマイナスなだけで何の価値もないから、死んだ方が家族や世の中のためになる」と語る方もあります。

多くのケースを検討していくば「死にたい」とおっしゃる方に、色々な共通点を見出し何種類かのタイプに分類することもできるでしょう。しかし、今の私は「自殺するタイプ」について分類したり定義したりすることにあまり興味を持っています。類型に気持ちを奪われることで、目の前にいる方が、それぞれの色々な事情で「死にたい」と思っているという事実から目をそらしたくないです。必要なのは、自殺予防の技術的なマニュアルよりも、目の前の相手とちゃんと関わるという基本的姿勢だと考えて

います。

### <コミュニケーションが命綱>

我々の目の前にいる人間が「死にたい！」とか「死ぬしかない」と言いはじめた時、すぐに何か手を打たなければとあわてるのは当然です。しかし、経験的みて、「これは大ごとだ」という一点だけで行動することには落とし穴があるような気がします。まず一呼吸おいて、目の前で「死にたい！」と言っているその気持ちに落ち着いてつきあってみるのがよいのです。どんなつらさがあるのか、どんな悔しさなのか、何を喪失したのか、何に疲れたのか、わけのわからない衝動が働いているのか、その辺りをていねいに聴いてみましょう。

われわれに対して「死にたい」という言葉が投げかけられているという状況にはとても重要な意味があります。そこには、「死にたい」と口にすることができるコミュニケーションがまだ存在しているのです。そのコミュニケーションによって、彼や彼女は、まだなんとか生の世界とつながっているのです。

「死にたい」という言葉を受けとめてコミュニケーションするのは、別に自殺を認めようという意味ではありません。「死にたい」という相手の気持ちを受け入れて、そのことについてゆっくり話しあった上で生きてもらおうということです。

自殺について、別の言い方で「自決」とか「自裁」という表現があります。「自決」とは自分の生死を自分で決めること、「自裁」とは自らの存在を自分で裁くというような意味合いでしょうか。私は、一旦、気持ちの上で死を選択しようとしている「自決」「自裁」に至る思いを、もう一度再検討して、あらためて生の方向に「自決」

「自裁」して欲しい、つまり、自分で生きることを選択して欲しい、そういう関わり方がなんとかできないものかと思っています。

「死にたい」「死ぬしかない」とおっしゃる方に対して、私は

「あなたの死にたいという思いはよくわかる。それを最終的に決めるのはあなただということは間違いない。けれど、私はこのことについてもっとあなたと話し合いたい。だから、とにかく、次の面接の日までは生きていて欲しい」

と約束していただくことがあります。死に至る思いを無理に変えさせようというのではなく、目の前の私との関係をちょっとの間つなぐという約束を結んでもらうのです。実際、そうやって、次回まで、また次回までと何度も約束を繰り返しながら、数ヶ月、数年とつないでいくことが可能です。世間の中で生きていくことは絶望的に思えても、目の前のわれわれとのちょっとしたつながりのためならば生きのびることができるかも知れないのです。

### <ゆるやかな自殺>

アルコールで我を忘れること、非合法な薬物に依存すること、極端に食べたり食べなかったりすること、そして、身体を壊すほど働きすぎること。それらは、自分の身体をみずから痛めつけることで共通しています。そこには、「死にたい」という明確な意識はなくても、いわば「緩やかな自殺」と言えるのではないでしょうか。

アルコールで問題を起こす方に酒をやめるように助言すると

「酒をやめるくらいなら死んだ方がました！」

と反論されることがあります。「死んだ方がまし」とは誇張のようですが、しかし、ひょっとするとホンネなのかも知れないと思うことがあります。非合法な薬物に依存している方とお話しすると、薬のせいでおかしくなったという結果論ではなく、一気に自殺するかわりに薬物を使ってゆるやかに死に向かっているのが真実のように思えることがあります。糖尿病が進行すると頭で十分わかっていても、ものすごい勢いで過食する人も同様の感じがします。また、休日の空しさに耐えられず、日曜日にも職場に出かけないではいられない人も同じような感じがします。

アルコールも、非合法な薬物も、摂食障害も、働き過ぎも、それが心身を損なうものであり、できるだけ早くそういう状態から脱していただくにこしたことはないのですが、しかし、同時に、それらの「悪癖」が、彼や彼女にとってとりあえず急激な死を免れるという役割を果たしているかも知れないという観点も持つ必要があります。本人の納得なしに、ただただ「悪癖」を除去すれば問題解決になるという発想のみで関わっていくと、いよいよ死ぬしか道がないという別のリスクを負う可能性もあるのです。

「人間やめますか、クスリやめますか」というキャッチフレーズがありますが、

「クスリはやめます、そして、人間もやめます」とならないための目配りも必要ではないでしょうか。

緩やかな自殺の傾向にあるのではないかと思われる方とお話をすると、私は

「あなたはもしかして死にたいと思っていませんか？」

と尋ねてみることにしています。「死にたい」

という気持ちが自分の心の奥にあることをみとめ、それを言葉として他人の前ではっきり口に出てみるとところから、はじめて問題解決の糸口がみえてくるのではないかと考えるからです。

#### ＜動かない支点となること＞

世間で生きていくことに絶望し、死にたいという言葉を面接のたびに繰り返す女性に、ある日私は

「今はつらいだらうけれど、生きていけば、そのうちきっと道が拓けることもあるんじゃないですか」

と言ったことがあります。すると、彼女は急に怒りの表情になり

「先生、そんな世間の奴らみたいなこと言わないで！私は、先生ならわかってくれると思って話しているのに！」

と、猛烈に抗議しました。彼女は「死にたい」という気持ちを語っても、それを否定しないでふんふんと受けとめる「非常識な」カウンセラーとつながっていたのです。ところが、私が不用意に「常識的な」話をしたことによって、そのつながりが切れてしまうような気がして、ものすごく腹が立ったようでした。私は、彼女の絶望や死にたい気持ちに対する理解が足りず、安易な話をしまったことを詫び、なんとか関係をつなぎとめました。

また、ある方は

「先生がいるから私は生きているが、先生が歳をとって私より先に死ぬのではないかと考え

たら、また死にたくなる」

と語ります。私に対してあたかも心中物のような恋愛心理の状態にあったようです。私は

「私が死ぬことを考えたら生きていけないと思うんですね。でも、まだ10年や20年は大丈夫だと思いますよ」

と答えました。このように極端に思われるることはとても重荷です。しかし、そんな時には腹を決めてしばらくは重荷を背負い続けるしかありません。こちらが落ち着いていると、心中物のような極端な心理状態もゆっくりですが落ち着いていきました。

別に、専門家でなくとも、たとえば職場で親身になって相談に応じていると、一時的にまるで恋愛関係や親子関係のような極端な形で頼られるることはよくあります。なぜ極端になるかといえば、世間で生きていくことにすっかり絶望している時に、ちょっとちがう人間と出会ったことで、今までとはまったくちがう関係を見出そうと必死になるからです。たとえて言えば、われわれは、絶望の淵に沈みかけている時にすがる細い命綱を託されているようなものなのです。急に引き上げようとなれば細い綱は切れてしまう恐れがあります。大切なのは、そのつながりができるだけ長く維持すること。極端に理想化されたり恋愛対象のように扱われたり、あるいは、その反動でひどく幻滅されたり罵られたりしても、こちらがなんとか落ち着いていることができれば、やがて、安定した関係を「支点」として自分の力で絶望の淵からはい上がってこれるので。相手をこちらのいいと思う方向に導こうとしていたずらに動くと、この「支点」が不安定になります。半分泥沼につかって

いるような状態でも、とにかく安定した「支点」の役割を果たし続けることが何より大切だと思います。

#### <言葉を交わしあうこと>

一番困難なのは、死にたい気持ちが背景にあるのに、「死にたい」ということを一切言葉にして語れないという場合ではないかと思います。死にたい気持ちを他人に対する言葉として発しないまま、さまざまな治療によって症状は改善し、問題も少くなり、医者やカウンセラーからも治ったと太鼓判を押され、そして、ある日突然みずから死を選ぶというようなことも実際にあるのです。目に見える症状はいくらよくなっても、人とのつながりという生きる根本のところが切れてしまったら人は生きていけないです。

たかが言葉、されど言葉。「死にたい」という言葉もふくめ、あるいはドロドロして聞き難い内容を含め、あるいは、重苦しい沈黙や妄想的な言葉を含め、語られる言葉は人と人とをつなぐ役割を持つものだと思います。心の問題にかかる時、相手の考え方や行動を変えるとか、なんらかの成果をあげるということよりも、今ここで言葉を交わし合っているこの関係を、いかに細く長くつないでいけるかということが、一番大切なことだと私は思っています。(了)



# 日本の中企業に 労働安全衛生マネジメントシステム規格を!

まだ間に合う トレーニング講座がスタート!  
第2次募集分は、11日に第1回を追加開催

職場の安全衛生活動を、誰もが参加し、分かりやすく効果的なものに再構築をしようという労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）を実践的に学ぶ、財団法人労働科学研究所の「労働安全衛生マネジメントシステム構築連続トレーニング講座」が、この5月14日にスタートした。

この講座は、日本の中企業の労働安全衛生活動が労働者の参加が明確に確保され、自律的な取組みとして進められるべく、連合が労働科学研究所に研究・開発を委託したOSHMS規格作成事業の一環として開催され、連合近畿労働安全衛生センターが協力している。

ISO9000（品質）、14000（環境）の各シリーズ規格の認証を受ける企業が増え、一時、第3のISO国際標準規格と見られ注目されていた労働安全衛生の規格は、問題の性質上ISOからILOに構想が引き継がれ、2001年にILOの「OSH-2001」というガイドラインに生まれ変わり、世界に公表された。これを受け、日本の労働安全衛生対策は、OSHMSの職場への導入が厚生労働省をはじめとし

て盛んに推奨されている。

ところがこのOSHMSというもの、ガイドラインを読んでみると、安全衛生対策にとって必要不可欠な要素をあらゆる職場が満たすべき条件として素晴らしいまとめられたものといえる半面、「なんと項目が多いのだろう」という感想も抱いてしまう。安全衛生対策は、どの職場にも必要であり、会社の規模の大小も問わず、フルタイムの安全衛生担当者の存否も問わずに進める必要があるにも関わらず、これではOSHMSは大がかりな準備が必要なもののように思われてしまう。

そこで、日本の産業社会を支える中小規模の事業場にもすんなりと導入が可能で、しかもILOのガイドラインを満たしたOSHMS規格を提案するのが労働科学研究所の「プライムシステム」だ。

このOSHMS規格の特徴は、A4版で14頁にもなるILOガイドラインをなんと1頁に簡素化したこと。リスクアセスメントや安全衛生委員会の運営などの様式をすぐに職場でOSHMSを進めることができるよう再構成して提供している。たと

えば100人の工場で、これまで安全衛生委員会を中心に、それなりに活動を進めてきたという職場であれば、プライムシステムが提供するツールを活用して再構成すれば、その工場にふさわしい参加型の恒常的な安全衛生活動が構築されるというわけである。今回の講座は、1年間に全4回開かれる実際の職場での実習に参加し、同時に持ち帰って自分の職場に適用することによって、最後には参加者の職場にO SHMSが構築されるという仕掛け。

## 2次募集第1回は6月11日開催

残念ながら十分な宣伝をはかることができず、まだ参加定員に空きがあるため現在第2次募集を行っている。第1回講座の開



第1回会場となった㈱丸島アクアシステム奈良工場でリスクアセスメント実習中の参加者

催は、6月11日（金曜日）午後1時～5時で、連合大阪会議室にて開催予定である。ぜひともこの機会にあなたの職場でもO SHMS構築を目指してほしい。

参加申込は、連合近畿労働安全衛生センター（06-6949-1105 連合大阪内）まで。

# 労災補償研究会 安全衛生研究会のご案内

ふるってご参加ください。どなたでもご参加いただけますが、なるべく事前に参加予定者の所属、氏名をFAX、メール（Fax:06-6942-0278/e-mail:koshc2000@yahoo.co.jp）で安全センターまでご連絡ください。

会場は連合大阪会議室（大阪市中央区北浜東3・14 エル・おおさか11階〔地下鉄、京阪「天満橋」駅下車、徒歩5分〕）、いずれも金曜日の午後6時～8時です。参加費は無料。

### 04年 6月18日 安全衛生活動の費用対効果

経営上、安全衛生活動の効果をどう図るか。費用対効果の評価方法を紹介する。

### 04年 7月16日 多様化する労働形態と労災保険

請負・委任、経営者など、労災保険上の労働者性判断の基準と、特別加入制度の現状を検討。

### 04年 8月20日 労働安全衛生マネジメントシステムの現状況

安全衛生対策の決定版として評判のO SH-M-Sの現状況を検証する。

### 04年 9月17日 労働災害統計が示す安全衛生の課題

ゆるぎない「労災発生No.1」大阪。見過ごされがちな労働災害統計から課題を明らかに。

主催：連合近畿労働安全衛生センター、関西労働者安全センター

# 前線から

## ローリー・カザンアレン さんたちを迎えて

GAC2004イベント

大阪

「アスベスト被害をなくす大阪集会」を4月19日夕方に開催した。あいにくの雨天だったが定員108名の会場は満席に近い入りとなった。この集会は今年11月に予定されている世界アスベスト東京会議(GAC2004)のイベントとして開かれた。

組織委員の中地重晴さんがGAC2004に至る経緯と意義を要領よく概説、さっそくメインゲストのローリー・カザン・アレンさんの話がはじまった。アレンさんはアスベスト禁止国際事務局のコーディネーターを務めている。

1999年のフランスでの禁止を大きな節目として、EUから世界各地へ徐々にひろがってきた禁止措置の拡大、世界アスベスト会議を結節点とする国際反ア

スベスト運動、活動家への企業のあからさまな弾圧と抵抗、採掘現場の劣悪な作業環境などを通訳時間を含めて1時間にまとめて報告した。訥々と誠実さにあふれた話しぶりだった。

アスベストセンター事務局長の永倉冬史さんは練馬の小中学校での未処理吹きつけアスベスト問題の核心を報告し、1987年の学校アスベスト問題の記憶を現在へ呼びもどした。

メイン会場の向かいの小室に写真家・今井明さんとアスベストセンター事務局の協力で、集会当日に送られてきた患者、家族の写真20枚を展示した。そこには、中皮腫・アスベスト疾患患者と家族の会の古川和子さんが中心で支援して労災認定された、元船員笠原昭雄さんご夫妻、元国鉄職



講演するアレンさん

員Tさんとご家族の2組の新たなポートレートが含まれていた（本誌前号参照）。

最後に、患者と家族の会のメンバー、大森さん、宗像さん、一宮さん、そして進行役の古川さんが、ご自分たちの経験と希望を述べた。聞く人の心を打つ話だった。集会が始まる前に関西の患者さん、ご遺族と連合大阪会議室で交流会がもたれ、その方たちも集会に参加した。

もどってきたGAC2004へのカンバ袋にはあがが何枚も入っていて、そんなところにも参加したみなさんの気持ちがあらわれていたようと思えるいい集会となつた。

# 4月の新聞記事から

4/1 昨年8月に死傷者7人を出した三重県多度町のごみ固化燃料(RDF)発電所の爆発事故で、管理請け負いの富士電機システムズと持ち株会社の富士電機ホールディングスは、役員計5人に減給などの処分を行った。

4/3 午前2時45分ごろ、宇都宮市の東北道上り線で4台が絡む多重事故があり、大型トラックを運転していた1人が死亡、軽トラック運転手1人が軽傷を負った。

午前4時45分ごろ、水戸市の市道で、運転代行業の軽乗用車が電柱に衝突し、アルバイト従業員2人が死亡した。客を送って戻る途中だった。

午後4時20分ごろ、埼玉県鴻巣市の国道17号交差点で、鴻巣署地域課の男性警部補が運転する覆面パトカーが、トラックに追突。トラックは前の乗用車に追突した。警部補のほか乗用車などに乗っていた児童3人を含む計5人が首などに軽いけがを負った。

過労死、過労自殺の労災認定について、厚生労働省は、遺族からの労災申請後、6カ月を目標に判断する方針を決め、本年度の労働行政の運営方針に盛り込んだ。期間を定めるのは初めて。

4/4 午後1時15分ごろ、京都市東山区の祇園甲部歌舞練場で、「都をどり」の上演中、舞台の背景画の揺れを防ぐ麻製ロープが切れ、鉄製重り(約12キロ)が落下、舞台そでにいた舞台装置会社従業員に当たり、右腕骨折の重傷。

4/6 午前2時ごろ、埼玉県所沢市のラーメン店「満北亭小手指店」の従業員が、店の裏口で強盗に襲われ、従業員はナイフで刺され左肩などに2週間のけが。男は何も取らずに逃走。

4/8 愛知県東海市の新日鉄名古屋製鉄所で昨年7月、羽田優さんが圧延前の鉄の塊(スラブ)の切削作業中に頭部を機械に挟まれ、死亡した事故で、母親ら遺族が、同社と雇用主の上組にたいし、謝罪と損害賠償や安全対策の充実を求めていたが、訴えを大幅に認める和解が成立。

米海軍横須賀基地の日本人元従業員と遺族計5人が、じん肺になったとして国に賠償を求めた訴訟で、最高裁第1小法廷は、原告側の上告を退ける決定をし、時効成立を理由とした原告敗訴が確定した。3次にわたる集団訴訟のうち、最高裁で確定したのは初めて。

4/12 午前11時半ごろ、福島市松川町関谷向山、障害者作業所「ファームまつかわ」の南側斜面の土砂が崩れ、作業をしていた所長と男性通所者の2人が生き埋めになった。福島南消防

署員が3人を救出したが所長は意識不明の重体、男性2人は腰や胸の打撲で軽傷。

4/14 午後1時40分ごろ、岐阜県多治見市の国道19号交差点で、ダンプカーが横転し、積み荷の砂利に乗用車1台が埋まり、他1台も直撃を受けた。この事故で商談中の会社員1人が死亡、もう1人が意識不明の重体、3人がけが。

午後5時40分ごろ、福岡県久留米市の陸上自衛隊久留米駐屯地の東門から、軽乗用車が突っ込み、隊員3人を次々にはね、1人が頭などを打って死亡、2人が軽傷を負った。

4/22 東京電力は、柏崎刈羽原発1号機のタービン建屋屋上で、19日から21日にかけて協力企業の作業員計7人が被ばくしたと発表。被ばく量は、全員が0.07ミリシーベルト以下で、健康状態に影響はないという。

午前10時20分ごろ、京都市山科区のピザーラ京都山科店で、改装工事中に爆発があり出火した。ガス漏れの補修作業をしていたガス会社の男性社員と改装工事会社の男性社員が軽傷を負った。

午前11時55分ごろ、三重県飯高町の宮の谷渓谷の滝で、池小屋山から下山中登山客と助けようとした山岳ガイドが滑落し、死亡した。

4/26 午前0時10分ごろ、宇都宮市の市農林公園「ろまんちっく村」の事務所に2人組の男が押し入り、拳銃のようなものとスタンガンを突きつけ警備員と社員の計5人を縛ったうえ、約620万円を奪って逃げた。2人が顔に軽いけが。

午後4時半ごろ、横浜市中区の路上で、県警が暴力団組員を窃盗などの疑いで逮捕した際、警部補が誤って拳銃を発射し、銃弾が自分の左足を貫通、約3週間のけがをした。公務執行妨害の疑いで1人を現行犯逮捕したが、もう1人は車で逃走した。

大手電気機器メーカー「村田製作所」の出向社員だった男性が自殺したのは過労が原因として、両親と妻が、同社と出向元の子会社「金沢村田製作所」を相手に約1億4140万円の損害賠償を求める訴訟を名古屋地裁に起こした。

くも膜下出血で死亡した福岡市職員の妻が、死亡は過酷な労働が原因だったとして、地方公務員災害補償基金福岡市支部長を相手取り、「公務外」認定処分を取り消すよう求めた訴訟の控訴審判決が、福岡高裁であった。裁判長は「公務外」認定処分を取り消した1審・福岡地裁判決を取り消し、妻の請求を棄却した。

腰痛予防に腰部保護ベルト - 宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

## らくようたい インナー&アウタータイプ

### Super Relief (スーパーリリーフ) NEW!! インナータイプ

腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。



種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL
らくようたい	男 DR-1G	黒/白	ウェスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女 DR-1L	黒/白	ウェスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief 用	兼 Super Relief	グレー・ブルー - (ツートン)	ウェスト 骨盤回り	56-65 64-72	65-85 70-88	85-100 85-102	100-110 100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。

■パンフレットあります。関西労働者安全センターTEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

## 「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部	200円
年間定期購読料(送料込み)	1部 3,000円
"	2部 4,800円
"	3部以上は、1部につき2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には1部無料配布。2部以上は1部150円増

## Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式  
会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号  
TEL. 06(6551)6854 FAX. 06(6551)1259